

(証券コード：3224)
平成28年1月22日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
株式会社ヒューマンウェブ
代表取締役社長 吉田 秀則

臨時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月5日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年2月8日（月曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 第一会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 当社顧問に対する新株予約権割当の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源削減のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.oysterbar.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、「Oyster Innovation オイスターの未来を創り、食文化の進歩発展に貢献する」を経営理念に掲げ、牡蠣の世界に新たな価値を創造することを使命に事業を展開しております。そこで、①種苗、生産、加工、販売に至るまでの、安全を軸とした、高品質な牡蠣の6次産業化を実行することをさらに具現化すること②各社が所在する地域連携、地域貢献に資することを目的に、権限と責任を各社に委譲し、自立性を高め、意思決定スピードを加速させ、当社グループの競争力を高めるためには、持株会社体制へ移行することが最善であると判断して、今回のグループ組織再編を実施することにいたしました。

なお、吸収分割の効力発生日から円滑に事業を開始するため、吸収分割に先立ち、当社が100%出資する分割準備会社を設立した上で、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である本分割準備会社に事業を承継させる吸収分割を行う予定です。

以上の目的から、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件とし、平成28年4月1日（予定）付で、当社の直営店舗事業をヒューマンウェブ分割準備株式会社、新規業態店舗事業をジーオー・ストア分割準備株式会社、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業をゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社、陸上養殖事業をジーオー・ファーム分割準備株式会社にそれぞれ吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。

なお、ヒューマンウェブ分割準備株式会社、ジーオー・ストア分割準備株式会社、ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社及びジーオー・ファーム分割準備株式会社は、それぞれ当社の100%子会社であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

(1) 直営店舗事業

吸収分割契約書（写）

株式会社ヒューマンウェブ（以下「甲」という。）と、ヒューマンウェブ分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の営む直営店舗事業（以下、「対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ヒューマンウェブ（平成28年4月1日に「株式会社ゼネラル・オイスター」に商号変更予定）

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：ヒューマンウェブ分割準備株式会社（平成28年4月1日に「株式会社ヒューマンウェブ」に商号変更予定）

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

第3条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務に関する事項）

乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の、甲の営む対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を甲より承継する。

ただし、当該権利義務の承継につき法令上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。

なお、本件分割により乙が甲より承継する債務については、甲による重畳的債務引受の方法による。

第4条（承継会社が交付する金銭等）

分割会社は、承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本件分割に際して、承継会社は株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

承継会社が、本件分割により増加すべき資本金及び準備金の額は、以下に掲げるとおりとする。ただし、効力発生日における分割会社の資産及び負債の状況等により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

(3) 利益準備金 0円

第6条 (分割効力発生日)

本件分割が効力を発生する日 (以下「分割効力発生日」という。) は、平成28年4月1日とする。ただし、所管監督官庁より許認可が取得できない等、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議の上これを実行するものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、分割効力発生後においても、何ら競業禁止義務を負わない。

第9条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の許認可が得られない場合、その効力を失うものとする。

第11条 (規定外事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
株式会社ヒューマンウェブ
代表取締役社長 吉田秀則 ㊟
乙 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
ヒューマンウェブ分割準備株式会社
代表取締役社長 吉田秀則 ㊟

(別紙) 承継権利義務明細表

乙が甲から本件分割により承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、分割効力発生日において甲に帰属する次に記載する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

直営店舗事業に属する流動資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 現金・預金の一部
- ② その他流動資産の一部

(2) 有形固定資産

直営店舗事業に属する有形固定資産の一切。

(3) 無形固定資産

直営店舗事業に属する無形固定資産の一切。ただし、商標権等の知的財産権は承継されないものとし、直営店舗事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙にその使用权又は実施権を付与するものとする。

(4) 投資その他の資産

直営店舗事業に属する投資その他の資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 投資その他の資産の一部

2. 承継する負債

(1) 流動負債

直営店舗事業に属する流動負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 1年以内返済予定の長期借入金の一部
- ② 未払金の一部
- ③ 預り金の一部
- ④ その他流動負債の一部

(2) 固定負債

直営店舗事業に属する固定負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 長期借入金の一部
- ② その他固定負債の一部

3. 承継する契約関係

直営店舗事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他直営店舗事業に関する一切の契約（ただし、甲の従業員との間の雇用契約を除く）に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発

生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 許認可等

直営店舗事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、乙へ法令上承継が可能なもの。

以上

(2) 新規業態店舗事業

吸収分割契約書（写）

株式会社ヒューマンウェブ（以下「甲」という。）と、ジーオー・ストア分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の営む新規業態店舗事業（以下、「対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ヒューマンウェブ（平成28年4月1日に「株式会社ゼネラル・オイスター」に商号変更予定）

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：ジーオー・ストア分割準備株式会社（平成28年4月1日に「株式会社ジーオー・ストア」に商号変更予定）

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

第3条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務に関する事項）

乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の、甲の営む対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を甲より承継する。

ただし、当該権利義務の承継につき法令上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。

なお、本件分割により乙が甲より承継する債務については、甲による重畳的債務引受の方法による。

第4条（承継会社が交付する金銭等）

分割会社は、承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本件分割に際して、承継会社は株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

承継会社が、本件分割により増加すべき資本金及び準備金の額は、以下に掲げるとおりとする。ただし、効力発生日における分割会社の資産及び負債の状況等により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

(3) 利益準備金 0円

第6条 (分割効力発生日)

本件分割が効力を発生する日 (以下「分割効力発生日」という。) は、平成28年4月1日とする。ただし、所管監督官庁より許認可が取得できない等、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議の上これを実行するものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、分割効力発生後においても、何ら競業禁止義務を負わない。

第9条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の許認可が得られない場合、その効力を失うものとする。

第11条 (規定外事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
株式会社ヒューマンウェブ
代表取締役社長 吉田秀則 ㊞
乙 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
ジーオー・ストア分割準備株式会社
代表取締役社長 吉田秀則 ㊞

(別紙) 承継権利義務明細表

乙が甲から本件分割により承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、分割効力発生日において甲に帰属する次に記載する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

新規業態店舗事業に属する流動資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 現金・預金の一部
- ② その他流動資産の一部

(2) 有形固定資産

新規業態店舗事業に属する有形固定資産の一切。

(3) 無形固定資産

新規業態店舗事業に属する無形固定資産の一切。ただし、商標権等の知的財産権は承継されないものとし、新規業態店舗事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙にその使用权又は実施権を付与するものとする。

(4) 投資その他の資産

新規業態店舗事業に属する投資その他の資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 投資その他の資産の一部

2. 承継する負債

(1) 流動負債

新規業態店舗事業に属する流動負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 1年以内返済予定の長期借入金の一部
- ② 未払金の一部
- ③ 預り金の一部
- ④ その他流動負債の一部

(2) 固定負債

新規業態店舗事業に属する固定負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 長期借入金の一部
- ② その他固定負債の一部

3. 承継する契約関係

新規業態店舗事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他新規業態店舗事業に関する一切の契約（ただし、甲の従業員との間の雇用契約を除く）に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に

基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 許認可等

新規業態店舗事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、乙へ法令上承継が可能なもの。

以上

(3) 加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業

吸収分割契約書（写）

株式会社ヒューマンウェブ（以下「甲」という。）と、ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の営む加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業（以下、「対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ヒューマンウェブ（平成28年4月1日に「株式会社ゼネラル・オイスター」に商号変更予定）

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社（平成28年4月1日に「株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ」に商号変更予定）

住所：岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目522地内

第3条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務に関する事項）

乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の、甲の営む対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を甲より承継する。

ただし、当該権利義務の承継につき法令上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。

なお、本件分割により乙が甲より承継する債務については、甲による重畳的債務引受の方法による。

第4条（承継会社が交付する金銭等）

分割会社は、承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本件分割に際して、承継会社は株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

承継会社が、本件分割により増加すべき資本金及び準備金の額は、以下に掲げるとおりとする。ただし、効力発生日における分割会社の資産及び負債の状況等により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

(3) 利益準備金 0円

第6条（分割効力発生日）

本件分割が効力を発生する日（以下「分割効力発生日」という。）は、平成28年4月1日とする。ただし、所管監督官庁より許認可が取得できない等、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議の上これを実行するものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、分割効力発生後においても、何ら競業避止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁等の許認可が得られない場合、その効力を失うものとする。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
株式会社ヒューマンウェブ

代表取締役社長 吉田秀則 ㊞

乙 岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目522地内

ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社

代表取締役社長 吉田秀則 ㊞

(別紙) 承継権利義務明細表

乙が甲から本件分割により承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、分割効力発生日において甲に帰属する次に記載する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する流動資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 現金・預金の一部
- ② その他流動資産の一部

(2) 有形固定資産

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する有形固定資産の一切。

(3) 無形固定資産

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する無形固定資産の一切。ただし、商標権等の知的財産権は承継されないものとし、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙にその使用权又は実施権を付与するものとする。

(4) 投資その他の資産

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する投資その他の資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 投資その他の資産の一部

2. 承継する負債

(1) 流動負債

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する流動負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 1年以内返済予定の長期借入金の一部
- ② 未払金の一部
- ③ 預り金の一部
- ④ その他流動負債の一部

(2) 固定負債

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する固定負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 長期借入金の一部
- ② その他固定負債の一部

3. 承継する契約関係

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に関する一切の契約（ただし、甲の従業員との間の雇用契約を除く）に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

4. 許認可等

加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、乙へ法令上承継が可能なもの。

以上

(4) 陸上養殖事業

吸収分割契約書（写）

株式会社ヒューマンウェブ（以下「甲」という。）と、ジーオー・ファーム分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の営む陸上養殖事業（以下、「対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ヒューマンウェブ（平成28年4月1日に「株式会社ゼネラル・オイスター」に商号変更予定）

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：ジーオー・ファーム分割準備株式会社（平成28年4月1日に「株式会社ジーオー・ファーム」に商号変更予定）

住所：沖縄県島尻郡久米島町宇根ナカシ浜127番地7

第3条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務に関する事項）

乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の、甲の営む事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を甲より承継する。

ただし、当該権利義務の承継につき法令上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。

なお、本件分割により乙が甲より承継する債務については、甲による重畳的債務引受の方法による。

第4条（承継会社が交付する金銭等）

分割会社は、承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本件分割に際して、承継会社は株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

承継会社が、本件分割により増加すべき資本金及び準備金の額は、以下に掲げるとおりとする。ただし、効力発生日における分割会社の資産及び負債の状況等により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

(3) 利益準備金 0円

第6条 (分割効力発生日)

本件分割が効力を発生する日 (以下「分割効力発生日」という。) は、平成28年4月1日とする。ただし、所管監督官庁より許認可が取得できない等、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議の上これを実行するものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、分割効力発生後においても、何ら競業禁止義務を負わない。

第9条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の許認可が得られない場合、その効力を失うものとする。

第11条 (規定外事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
株式会社ヒューマンウェブ

代表取締役社長 吉田秀則 ㊟

乙 沖縄県島尻郡久米島町字根ナカシ浜127番地7
ジーオー・ファーム分割準備株式会社

代表取締役社長 吉田秀則 ㊟

(別紙) 承継権利義務明細表

乙が甲から本件分割により承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、分割効力発生日において甲に帰属する次に記載する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

陸上養殖事業に属する流動資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 現金・預金の一部
- ② その他流動資産の一部

(2) 有形固定資産

陸上養殖事業に属する有形固定資産の一切。

(3) 無形固定資産

陸上養殖事業に属する無形固定資産の一切。ただし、商標権等の知的財産権は承継されないものとし、陸上養殖事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙にその使用权又は実施権を付与するものとする。

(4) 投資その他の資産

陸上養殖事業に属する投資その他の資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 投資その他の資産の一部

2. 承継する負債

(1) 流動負債

陸上養殖事業に属する流動負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 1年以内返済予定の長期借入金の一部
- ② 未払金の一部
- ③ 預り金の一部
- ④ その他流動負債の一部

(2) 固定負債

陸上養殖事業に属する固定負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 長期借入金の一部
- ② その他固定負債の一部

3. 承継する契約関係

陸上養殖事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他陸上養殖事業に関する一切の契約（ただし、甲の従業員との間の雇用契約を除く）に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発

生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

4. 許認可等

陸上養殖事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、乙へ法令上承継が可能なもの。

以上

3. 分割対価の相当性に関する事項

当社は吸収分割承継会社であるヒューマンウェブ分割準備株式会社、ジーオー・ストア分割準備株式会社、ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社、ジーオー・ファーム分割準備株式会社の発行済株式の全部を所有しているため、承継会社から金銭等を当社へ交付する必要性は認められませんので、本吸収分割により株式その他の対価は定めないこととしたものであり、かかる定めをしないことは相当であると判断しております。

また、本吸収分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

4. 本分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

本分割準備会社4社の成立の日（平成27年12月1日）における貸借対照表の内容は、次のとおりです。

(1) ヒューマンウェブ分割準備株式会社

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債純資産合計	10,000,000

(2) ジーオー・ストア分割準備株式会社

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債純資産合計	10,000,000

(3) ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債純資産合計	10,000,000

(4) ジーオー・ファーム分割準備株式会社

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債純資産合計	10,000,000

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日（又は成立の日）後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「第1号議案 吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は平成28年4月1日を効力発生日として持株会社に移行する予定です。これに伴い、商号及び事業内容を変更するため、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）について所要の変更及び一部追加を行い、また平成28年4月1日付で効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

なお、本定款変更につきましては、第1号議案が承認可決されること並びに本件分割の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社ヒューマンウェブ</u>と称し、英文では <u>HUMANWEB, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. <u>レストラン、バーの経営及び経営コンサルタント</u></p> <p>2. <u>食品の加工、輸出入、卸売及び販売</u></p> <p>3. <u>酒類の製造及び販売</u></p> <p>4. <u>魚介類の養殖</u></p> <p>5. <u>牡蠣の種苗生産及び販売</u></p> <p>6. <u>不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社ゼネラル・オイスター</u>と称し、英文では <u>General Oyster, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p> <p>1. <u>飲食店、レストラン、バー、リゾート施設、宿泊施設の経営及びコンサルティング</u></p> <p>2. <u>食品、水産物の加工、輸出入、卸売及び販売</u></p> <p>3. <u>酒類の製造及び販売</u></p> <p>4. <u>魚介類の養殖</u></p> <p>5. <u>魚介類の種苗生産及び販売</u></p> <p>6. <u>不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介</u></p> <p>7. <u>健康食品の製造、販売、輸出入、流通及びコンサルティング</u></p> <p>8. <u>化粧品、医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、販売及び輸出入</u></p> <p>9. <u>キャラクター商品、玩具の企画、製造及び販売</u></p> <p>10. <u>物流センターの運営業及びコンサルティング</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>7. 前各号の事業を営む企業に対する投資</p> <p>8. 前各号に附帯する一切の業務 (新 設)</p> <p>第3条～第49条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>11. <u>農場、農園の経営及び畜産物、農産品の生産、加工、販売並びに輸出入</u></p> <p>12. <u>食品衛生管理に関する機器及び商品の販売</u></p> <p>13. <u>前各号の事業を営む企業に対する投資</u></p> <p>14. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>2. <u>当会社は、前項各号及びこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第49条 (現行どおり) 附 則</p> <p><u>第1条及び第2条の変更は、平成28年4月1日をもって効力が生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 当社顧問に対する新株予約権割当の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社との間でアタラナイ牡蠣の実現に向けた陸上養殖事業の量産体制構築のためのコンサルティング契約を締結している会社のManaging Director (以下、「顧問」という。) 1名に対し、第三者割当の方式により、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社グループは、「Oyster Innovation オイスターの未来を創り、食文化の進歩発展に貢献する」を経営理念に掲げ、牡蠣の世界に新たな価値を創造することを使命に事業を展開しております。特に、「アタラナイ牡蠣をつくる」という夢の実現に向けて、沖縄県久米島の研究施設においては、業界初となる海洋深層水を利用した牡蠣の陸上養殖の実験に取り組んでおり、基礎研究には目途が立ったことから、量産準備段階に入ります。

今回の募集は、陸上養殖事業における量産体制の構築にあたり、プラント建築のコンサルタントとして招聘した顧問に対するものであります。同氏の本事業へのコミットメントを高めるとともに、ひいては企業価値向上への貢献意欲を促すこと及び当該顧問が代表を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制することを目的としております。そのため、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の割当の対象者

当社の顧問1名

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 10,000株

(3) 本新株予約権の数（新株予約権の目的となる株式の数100株）

100個

(4) 本新株予約権の払込金額又はその算定方法

無償とし、払込を要しない。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日における終値）とする。

なお、割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分（新株予約権の行使に伴う新株の発行または自己株式の処分を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(6) 本新株予約権の行使期間

平成31年4月1日から平成38年3月31日まで

(7) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社顧問の地位にあることを要する。
 - ② 権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の割当日

平成28年3月1日

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の払込金額は無償とするため、本新株予約権の公正な評価額を割当日（平成28年3月1日）から権利行使期間前日（平成31年3月31日）までの間に、合理的な方法に基づき費用計上していきます。

本新株予約権の公正な評価額は、公正な評価単価に本新株予約権の数を乗じて算定いたします。本新株予約権の評価単価は、割当日における終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日における終値）や本新株予約権の発行要領等を勘案の上、株式オプション価格算定モデルのひとつであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。現状では、算定に必要な要素（割当日の終値等）が確定していないため、公正な評価額を算定することができません。なお、本新株予約権の評価単価の価格算定は、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表取締役社長：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階）に依頼し、新株予約権に関する評価報告書を受領する予定です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数1,497,200株（議決権数14,965個）に対して、第三者割当による新株予約権の発行により発生する潜在株式数は10,000株（議決権数100個）であり、発行済株式総数に対して最大で0.67%（総議決権に対する割合0.67%）の希薄化が生じます。

当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に

資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

氏名	Achim Janke
住所	New Zealand Nelson
職業の内容	Global Prospects Ltd. Managing Director
当社と割当予定先との間の関係	当社と同氏が代表を務めるGlobal Prospects Ltd.との間で、コンサルティング契約に基づく取引関係があります。同氏は当社との間の平成27年10月1日付コンサルティング契約書に基づき、当社のアタラナイ牡蠣の実現に向けた陸上養殖事業における量産体制構築のためのコンサルティングを当社に行っております。

(注) 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年1月22日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社のアタラナイ牡蠣の実現に向けた陸上養殖事業における量産体制構築にあたっては、顧問が有する陸上養殖の独自技術・ノウハウが必要であると判断し、当社へのコミットメントを更に高めることにより事業スピードをあげ、中長期的な企業価値向上につながると考え、当社の顧問を本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

なお、割当予定先の顧問につきましては、当社はこれまでも当社の内規により反社会的勢力との一切の取引等の関わりを排除する一環として、当社業務本部により反社会的勢力との一切の取引の関わりの有無について会員制のビジネスデータベースサービス等を用いて調査しており、顧問と反社会的勢力との一切の取引等の関わりがないことを確認しております。また、今回の決議に先立ち、顧問から反社会的勢力との一切の取引等が無い旨の確認書を提出してもらっております。また第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼した結果、顧問が反社会的勢力や違法行為等に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先の顧問につきましては、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

第4号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤の強化をはかるため取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
あべ こうじ 安部 浩司 (昭和47年3月7日)	平成13年10月 中央青山監査法人入所 平成19年7月 新日本監査法人（現新日本有 限責任監査法人）入所 平成27年7月 当社入社 経営戦略本部長就 任 平成28年1月 当社経営戦略本部長兼業務本 部長（現任）	一株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

臨時株主総会会場ご案内

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階 第一会議室

TEL 03-3667-9210



交通のご案内

地下鉄	日比谷線	茅場町駅前「8番出口」
	東西線	茅場町駅前「より直結」
	銀座線	日本橋駅徒歩5分
	都営浅草線	日本橋駅徒歩3分